

「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

本報告について

- ・ 報告対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

検証・監察の結果

- (1) 特定秘密の指定
 - ・ 令和7年3月12日に1件、特定秘密の指定について是正を求めた。
 - ・ 特定秘密の指定48件について適正と認めた。
- (2) 特定秘密の指定の有効期間の延長
 - ・ 有効期間の延長57件について適正と認めた。
- (3) 特定秘密の指定の解除
 - ・ 解除3件（一部解除2件を含む。）について適正と認めた。
- (4) 特定秘密の記録とその表示
 - ・ 令和7年3月12日に1件、特定秘密の記録とその表示について是正を求めた。
 - ・ それ以外の43部署による記録とその表示を適正と認めた。
- (5) 特定行政文書ファイル等の保存
 - ・ 令和7年3月12日に1件、立入り制限について是正を求めた。
 - ・ それ以外の43部署による保存を適正と認めた。
- (6) 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
 - ・ 内閣官房4件、公安調査庁2件、防衛省894件及び防衛装備庁3件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。
- (7) 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否
 - ・ 令和6年10月24日に1件、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否について是正を求めた。
 - ・ それ以外の14部署について保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものはないものと認めた。

定量的指標

- ・ 説明聴取、実地調査等の回数：124回
- ・ 確認した特定秘密を記録する文書等の件数：5,478件
(これら文書等に記録されている特定秘密の件数：延べ13,061件)

通報への対応

- ・ 独立公文書管理監の窓口に対して、特定秘密の漏えいに関する通報が1件あった。なお、所要の調査の結果、通報において示された特定秘密の漏えいは確認されなかった。

今後の展望

- ・ 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。